

道産木材住宅建設促進事業について



北海道水産林務部林務局林業木材課

本日説明する内容

I. 「道産木材住宅建設促進事業」について

II. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度」について

III. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度」について

本日説明する内容

I. 「道産木材住宅建設促進事業」について

II. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度」について

III. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度」について

1

I. 道産木材住宅建設促進事業について

1 事業名

道産木材住宅建設促進事業
(R8年度よりHOKKAIDO WOOD HOUSE建築促進事業に名称変更)

2 事業の目的

住宅新築・増改築における「道産木材利用」を支援することで、住宅分野における道産木材の利用促進を図る。

3 事業内容

道産木材を利用した住宅の「新築・増改築に係る費用」に対して補助を行う。

4 補助額

定額 20 万円/棟

5 補助対象者

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者

のちほどp.15「Ⅲ」で説明します

2

I. 道産木材住宅建設促進事業について

6 補助対象住宅

- (1) 道内に建築する一戸建ての住宅（持家住宅に限る）
- (2) 延床面積 1㎡あたり0.1㎡以上の道産木材を利用していること
※住宅の延床面積は各階の床面積の合計であることから、外構施設である車庫等、自動車や自転車用の施設の面積は含めない。ただし、住宅と構造が一体となっている車庫や物置、自転車置場等は面積に含める。
- (3) 延床面積が70㎡以上であること
(増改築の場合は、増改築する部分が対象)
- (4) 国、他の地方公共団体及び全国団体等の補助金を利用する場合は、その補助制度に併用制限がないこと

3

I. 道産木材住宅建設促進事業について

- (5) 令和7年4月1日以降に工事が行われ、令和8年1月末までに完了する住宅であること
※建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する **検査済証の交付年月日を工事の完了日**とする

	R6年度 ~3/31	R7年度 ~1/31	~3/31	対象の可否
A	■ —●			×
B		■ —●		○
C		■ —●		○
D			■ —●	×

■ : 契約日 — : 工事期間 ● : 工事完了日（検査済証交付日）

使用する道産木材は、道木連等が実施する合法木材証明制度に基づき、原木の産地及び合法性が証明された木材・木材製品とする。

4

I. 道産木材住宅建設促進事業について

7 主な優先採択基準

- ・ 道産木材の利用量の多い建築物
- ・ 道産木材の利用率が高い建築物
- ・ **「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度」**を活用した建築物
※原則必須とする
- ・ 道産木材のPR効果が高い取組を実施する建築物
(HOKKAIDO WOOD足場幕の設置、道産木材をPRする見学会の実施 など)
- ・ **「北方型住宅」**制度の活用
- ・ 市町村事業との連携 など

のちほどp11~「II」で説明します

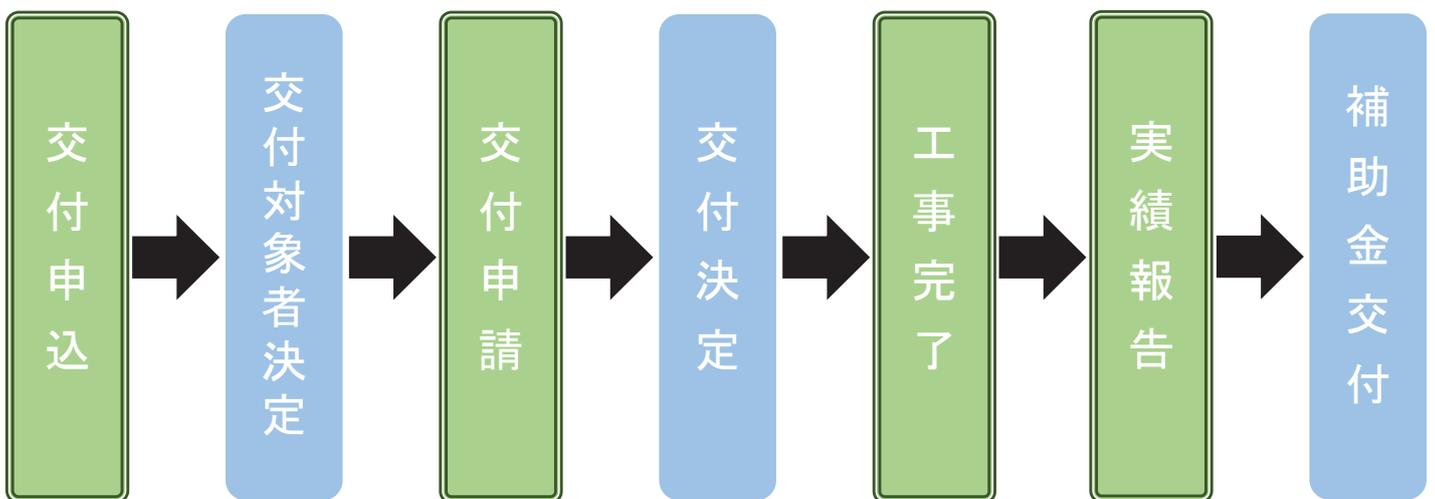
上記項目の内容を数値化し、審査を行う。

→ 合計得点が上位の事業者を**優先的に採択**

5

I. 道産木材住宅建設促進事業について

8 申請から補助金の支払いまでの基本的な手続きの流れ



申請者の方が行う手続き

道の委託を受けた事業者が行う手続き

6

I. 道産木材住宅建設促進事業について

9 提出書類

【交付申込時】

- ・ 道産木材住宅建設促進事業に係る補助金交付申込書
 - ・ 施主の申込同意書
 - ・ 建設工事請負契約書の写し
 - ・ 建築基準法に基づく確認済証の写し
 - ・ 優先採択事項における下記項目の内容が確認できる書類
 - ①道産木材の利用量
 - ②道産木材の利用率
- 平面図、矩計図、立面図、積算内訳書、仕様書など

【交付申請時】

- ・ 道産木材住宅建設促進事業補助金交付申請書

7

I. 道産木材住宅建設促進事業について

【実績報告時】

- ・ 道産木材住宅建設促進事業実績報告書
- ・ 道産木材の使用状況等を確認することができる写真
- ・ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ・ 道産木材製品が使用されていることが証明できる書類の写し
(合法木材証明書、納品書、伝票、設計図面など)

※以下、必要に応じて提出

- ・ 道産木材のうち、FSCやSGEC等の森林認証材を使用している場合には、それを証明できるものの写し
- ・ HOKKAIDO WOOD HOUSE認定証または申請に係る書類の写し
- ・ 道内の市町村が行っている同様の事業を活用していることがわかる書類の写し
- ・ PR等の実施状況が分かるもの

8

I. 道産木材住宅建設促進事業について

10 令和7年度スケジュール

4月25日	オンライン説明会
6月6日	入札実施、本補助事業の受託者を決定
7月14日～8月1日	第1回募集
8月26日	第1回採択者決定
10月20日～11月7日	第2回募集
12月10日	第2回採択者決定

9

本日説明する内容

I. 「道産木材住宅建設促進事業」について

II. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度」について

III. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度」について

Ⅱ. HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度について

1 趣旨

北海道が道産木材製品を使用した住宅を認定し、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用して、その魅力を広く発信することで道産木材製品の利用拡大に資することを目的とする。

2 対象住宅

以下の認定基準(※1)を満たす住宅をHOKKAIDO WOOD HOUSE（以下、「HWH」という。）として認定し、紙製認定証を交付。

また、推奨基準(※2)を全て満たしている場合は木製認定証を交付。

認定基準(※1)

- (1) 国内の戸建て住宅（什器やウッドデッキ・外構・木塀のみを施工した場合を除く。）
- (2) 原則として、構造材や内装材、外装材に道産木材製品（合法木材証明制度により産地が北海道内であると証明されているもの）を使用し、PR効果が高い住宅
- (3) 原則、2019年4月以降に竣工、または竣工予定の住宅

推奨基準(※2)

- (1) ※1の認定基準を満たす住宅
- (2) 延べ床面積1m²あたり0.1m³以上の道産木材製品を使用した住宅
- (3) ZEH水準（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6）に適合する住宅

11

Ⅱ. HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度について

3 認定申請者の条件

次の条件を全て満たす者を認定申請者とします。

- (1) 申請する住宅の建築主・設計者・施工者のいずれかであること。
- (2) 申請する住宅の設計者・施工者のいずれかがHOKKAIDO WOOD（以下、「HW」という）のメンバーに登録していること。
- (3) HWブランドを積極的にPRする意欲のある者であること。

4 認定手続き

- (1) 認定申請者が認定申請書及び添付書類を北海道へ提出。
（認定受付の事務は道から委託を受けた事業者が行う）
- (2) 申請内容の審査後、認定する場合は、認定申請者に通知するとともに認定証を交付する。
- (3) 申請は2025年6月1日以降、期間を決めて受付予定。

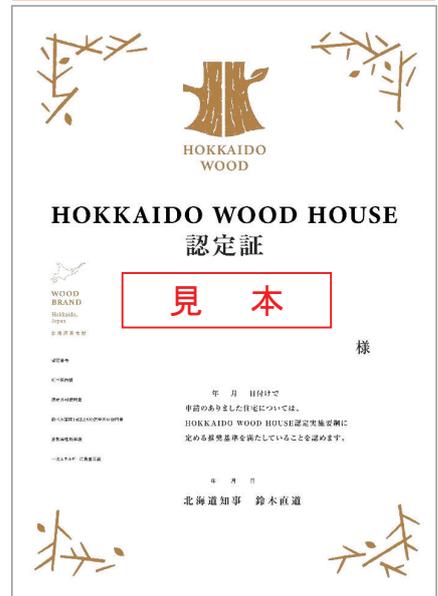
12

Ⅱ. HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度について

5 認定のメリット

- (1) 道産木材住宅建設促進事業の優先採択基準となっている。
- (2) 令和8年度(2026年度)実施予定のHOKKAIDO WOOD HOUSE表彰の対象となることができる。
- (3) 認定証を住宅や工務店に掲示することができる。
- (4) (推奨基準を満たすと) 金融機関の優遇金利を受けることができる。

認定証イメージ(推奨基準)



13

本日説明する内容

I. 「道産木材住宅建設促進事業」について

Ⅱ. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE認定制度」について

Ⅲ. 「HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度」について

14

Ⅲ. HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度について

1 趣 旨

北海道では、「HOKKAIDO WOOD HOUSE」を積極的に建築や設計し、PR等を行う工務店等を「**HOKKAIDO WOOD HOUSE**」**建築推進業者**として認証する。

道産木材住宅建設促進事業の「補助対象者」になるためには認証をうける必要があります。

2 認証基準

「HOKKAIDO WOOD HOUSE」建築推進業者となるには、法律により「建築業者」または「建築士事務所の開設者」として登録を受けた者で、原則として「きた住まいるメンバー」登録を受けており、次に掲げる基準に適合する必要がある。

15

Ⅲ. HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度について

2 認証基準（適合基準）

- (1) HOKKAIDO WOOD HOUSEの建築推進に協力すること。
- (2) 原則、本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。
- (3) 住宅設計事業者の場合は、BIS、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
また、住宅建設事業者の場合は、BIS-E、BIS-M又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
- (4) 申請する年の1月1日現在、木造住宅建築の設計又は施工に2年以上従事していること。
- (5) 関係法令を遵守するとともに、建築主との契約の際には必ず書面で行い、契約締結後、契約書及び関係図書を30年間保存すること。
- (6) 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」又は「1級建築施工管理技士」が在職していること。
- (8) 業者名等の情報を北海道のホームページに掲載することに同意すること。
- (9) 省エネルギー性、耐久性など北海道にふさわしい住まいづくり（「きた住まいるの要件に適合する住宅」等）に努めること。
- (10) 認証を受けようとする法人、その役員若しくは社員が暴力団員若しくは暴力団関係事業者でないこと及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではなくなった日から5年を経過していること。
- (11) HOKKAIDO WOODのメンバーであること。

16

Ⅲ. HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度について

3 認証申請の流れ

- ①実施要領及び運用、申請書類を道HPからダウンロード。
- ②要領及び運用の内容をご確認いただき、要領に基づき認証申請書と必要な添付書類を作成。
- ③作成した申請書と添付書類一式を専用の申込みフォームにて提出、または下記の問い合わせ先に郵送。
- ④認証基準に基づき審査。規定のいずれにも適合することが認められた場合は、認証書を送付。

〔問い合わせ先〕

道庁水産林務部林務局林業木材課

担当: 利用推進係

TEL: 011-204-5492

FAX: 011-232-1294

Mail: suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp

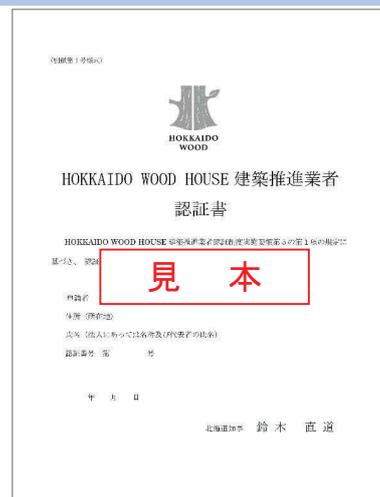
17

Ⅲ. HOKKAIDO WOOD HOUSE建築推進業者認証制度について

4 認証のメリット

- (1) 認証書を工務店等の事務所に掲示することができる。
- (2) 道産木材住宅建設促進事業の補助対象者となることができる。
- (3) 工務店等の名称やHOKKAIDO WOOD HOUSE施工事例が、道のHPやSNS、冊子等で広報される。
- (4) 工務店等の住宅見学会等の日程が道の委託業務によりウェブ上に掲載される。

認証証イメージ（推奨基準）



18

【道産木材住宅建設促進事業 応募までの流れ】

①HOKKAIDO WOOD のメンバー登録



HOKKAIDO WOOD
公式サイト

ロゴマーク使用届出（メンバー登録）ボタン
から必要事項を入力してください。

②HOKKAIDO WOOD HOUSE 建築推進業者の認証



HOKKAIDO WOOD HOUSE
建築推進業者認証制度について

③HOKKAIDO WOOD HOUSEの申請



HOKKAIDO WOOD HOUSE
認定制度について

④道産木材住宅建設促進事業に応募
(R8年度より**HOKKAIDO WOOD HOUSE建築促進事業**)



道産木材住宅建設促進
事業について

※③、④は同時でも可能

皆様からのご連絡お待ちしております。

